

平成25年度外部評価結果に係る対応等一覧(出資法人等協働評価専門部会)

| No. | 件名 | 外部評価結果・意見要旨(市の施策との関わり) | 今後の市の方針 | 具体的な対応方法、手法、スケジュール等 |
|--|-----------------------------|---|--|--|
| 1 | 農業の振興について 社団法人北上市機械化農業公社 | <p>B 概ね適切(一部見直し)</p> <p>①-1 設立目的は市の施策に整合するものであるが、今後の一般社団として活動する段階では、地域特性を踏まえた事業展開の方向について、法人の活動に物足りなさが感じられることから、市は考え方を提示し法人との協議を行うとともに、法人との共通認識をもって具体的な戦略を構築していくことが求められる。</p> <p>①-2 農業振興にかかる協働パートナーとして大きな役割を果たしていくというよりも、公益性の高い事業を安定的に実施できることが重要であるが、この点を裏付ける要素をあまり見出すことができない。</p> <p>①-3 市と法人の関係や役割分担が不明確で整理されておらず、財政的関与だけでなく、北上市の農業ビジョンの共有に向けての努力をすべきで、法人の全市的対応の取り組みが不十分という問題を解消するための市の指導・関与に物足りなさを感じる。</p> <p>①-4 市の方針によらなければ市民が不利益を被ることは明らかで、法人の存在は有効であるが、現状のレベルをさらに高めていく必要がある。</p> <p>①-5 現在は社員資格が市とJAに限定され、また市長が理事・監事の選任権を持つなど市が法人を実効支配できるようになっているところ、一般社団法人へ移行後の定款では、社員資格が拡大され、理事・監事の選任は社員総会の決議事項となるなど市の影響力は低下することとなる(定款上は市の議決権も他の正社員と同様1個に過ぎない)。定款は単なる建前ではなく、法人の存立・運営の基本となるものであり、新しく加入する社員の動向如何では市と法人の関係が大きく変化する可能性もあることは留意すべき点と思われる。</p> <p>② 本公社は、和賀地区に限定した農作業受託事業実施主体とするならば、それなりに実績を上げてきているものと評価できる。一方で、全市的な公益的組織として転換・改革していくための指導等が十分でないことから、成果には限界を感じる。</p> <p>③-1 除排雪業務については、公社にとって安定的かつ効率的に実施する体制が構築されているかもしれないが、市の除排雪業務の実施(契約)枠組みとしては疑問が残らざるを得ない。</p> <p>③-2 除排雪事業を通して法人の経営を支援しているのではないかという印象を受けることから、税の公平な支出という面で抵抗感がある。</p> | <p>○市と法人の関わりについて 市は、「きたかみ農業ビジョン(H25.4)」において、基本目標を達成するための具体的取組のひとつとして「北上市機械化農業公社の機能強化」を掲げている。平成26年度以降の公益目的支出計画事業として、市との連携の下で新規就農者育成事業及び農業交流体験支援事業を実施しているところであるが、このほかの機能強化についても検討する。</p> <p>○法人の経営について 法人の基幹的業務である農作業受託事業については、農業従事者の高齢化等により今後も需要が拡大していくと見込まれるが、需要拡大を見越した経営計画がないことから、設備投資や人員体制等の経営資源の管理も含めた経営計画を策定し、安定的に実施するよう指導等を行っていく。</p> <p>○事業エリアの拡大について 法人の一般社団法人移行後の定款では、事業対象地域を北上市及びその周辺地域としていることから、基幹業務である農作業受託事業について今後和賀地区以外の地域に農作業受託事業を拡大できるよう支援していく。</p> <p>○除排雪業務について 法人は、冬期間の農業者等の就労の確保のため、自社努力によりオペレーターを多数確保し、除排雪業務に取り組んでいる。市は、除排雪業務委託に際し、事前に登録業者に対して受託希望調査を実施し、受託希望が無い路線を中心に法人に委託しているものである。今後も、全市道路線の除排雪業務を実施するためには、法人に委託することが必要である。</p> | <p>○市と法人の関わりについて 平成26年度に実施する中間支援体制検討事業の中で、業務領域の拡大や組織体制など法人の機能強化について検討していく。</p> <p>○法人の経営について 法人の経営計画策定のための組織体制を構築し、市が積極的に関与していく。</p> <p>○事業エリアの拡大について 営農座談会等を通じて法人の事業を全市に周知し、和賀地区以外の地域に農作業受託事業を拡大できるよう支援していく。</p> <p>○除排雪業務委託について 今後も現在の実施(契約)方法により除排雪業務を実施する。</p> |
| <p>◆総括意見</p> <p>総合的にみて概ね適切であると評価したい。</p> <p>①法人の設立目的は有効であり、今後とも法人の活動は市の農業政策推進のために重要な存在であることは明らかである。しかしながら、一般社団への組織の再編に当たっては、地域特性を活かしながらも全市的な展開を推進する必要があるものの、その具体的対策の方向性が見えないため、一般社団に向けて提示される設立目的に適合する組織体制、人材確保の方向が不明確な点が多いことから、一般社団法人へ移行後の市と法人の関係について、新しい定款に即した形で市の考え方を明確にすべきであり、早急な体制整備と人材確保が必要である。</p> <p>②経営状況は全般に概ね良好であるものと認められるが、財政面では、除排雪事業に依存する傾向がみられる。除雪事業は農業公社の業務としては本来業務と言え難く、また他の民間業者への事業圧迫も懸念されることから、法人の本来業務での収入拡大を図るなど将来的な収益構造再編ための努力が必要である。なお市としても他の民間事業者と平等な競争条件において運営されるよう配慮していく必要があると思われる。</p> <p>③本法人が設立目的を十分に実現し、市の施策推進の担い手として改革・転換するためには、法人自体の努力はもちろんだが、市行政の指導・支援が不可欠であり、法人・JAとも協議しながら対策の検討を進める必要がある。法人が市民にとって有効な存在として持続していくためには上記の改革は不可欠であり、市当局にも等しくその責任がある。</p> <p>④公社の一般社団法人移行に伴って業務領域が拡大するなかで、さらに厳しい状況に直面する可能性が高い農作業受託事業を安定的、効率的に実施していくための体制づくりがみえてこないため、その方向性は示されるべきである。今後、新規就農者育成事業・土地利用型農業の研修事業の成果目標や体系(他の団体との関わりを含む)を設定することを課題にしていただきたい。</p> <p>⑤公社は和賀地区の農業機械化を進めるために設立された歴史的経緯があり、農作業の受託事業においては現在の活動も和賀地区に限定的である。北上市の9千ヘクタール強の耕作地面積と3百ヘクタール強の耕作放棄地を見据え、同公社の機能をどのように強化していくか、早急に中長期を見据えた計画策定が必要と考える。</p> <p>⑥今後の公社の経営を考えると、職員の高齢化、機械等の設備投資資金の確保など多くの経営課題をかかえている。公社が、これらの経営課題に対処し、今後も地域の農業振興に貢献するためには、事業計画(経営計画)の策定は不可欠であり、至急、事業計画を作成すべきである。</p> | | | | |

| No. | 件名 | 外部評価結果・意見要旨(市の施策との関わり) | 今後の市の方針 | 具体的な対応方法、手法、スケジュール等 |
|--|-----------------------------------|---|--|--|
| 2 | 福祉の向上について 社会福祉法人北上市 社会福祉協議会 | <p>① 市の施策と法人の設立目的、活動内容は適切な方向性にある。</p> <p>② 自主財源が乏しい中、市の事業を受託して実施していることで、市の期待に応えていると見ることができ、地域福祉の本来的課題には十分応えられているとは考えにくく、市の期待する成果を十分に上げることが見込めるとまで言い切れない。市は人材育成を当法人に過大に要請しているように見受けられる。当法人とその他の関連組織との連携が強調されているが、連携や調整を強調するほど、現在のマンパワー構造では対応できていないのではないか(個別の研修会の参加だけでは限界)。ボランティアの一元的な受け皿としては高く評価できるが、NPOとの連携や支援までは難しい状況にあるのではないかと。他方、業務の射程範囲が拡大するなかで、データではない市の回答からは、財源的人材的な問題意識がほとんど見えないことから、当法人が市に対する政策的・財政的要望がないとすれば、使命感なり、奉仕の精神で片付けることに危惧せざるを得ない。</p> <p>③ 財政面では委託や支援の多少を重視するよりもサービスの内容と質で判断すべきである。現状では形式的な事業も少なくないことから、市民の真のニーズに当てているかという点で有効とは言い難い。財政的人的関与もそうだが、市の関与の姿勢、方向性が見えない。なお、既存事業に加え今後さらに多様化すると見込まれる福祉ニーズに対して、市、社会福祉協議会、民間福祉事業者のそれぞれの役割分担を整理していく中で、地域の社会福祉事業全体として隙間や重複が生じないよう社協の守備範囲を明確にしていく必要がある。</p> <p>④ 市の方針によらないことによる市民の不利益は大きく、その存在は重要だが、法人の能力をさらに引き出し、より効果的な活動ができるよう市の対応も必要である。</p> | <p>①社会福祉協議会が運営するボランティア活動センターと市民活動情報センターとの連携構築を市が支援することにより、ボランティア登録者とボランティア活動のマッチング機能の充実が図られ、NPO法人等との協働推進と役割分担の明確化を可能にする。</p> <p>②社会福祉協議会は、第2次北上市地域福祉計画を推進する担い手の1つとして明確に位置づけしており、今後も市の政策での協働体制を強固なものにしていく。</p> <p>①市は、少子高齢化など、社会情勢の変化に対応した地域福祉の推進に必要な事業の委託先として、また、社会福祉協議会独自の事業への補助金支出による財政支援を継続してきたものであり、今後も社会情勢の変化や市民ニーズの把握に努め、時代にマッチした事業を展開していく。</p> <p>②市民ニーズに関しては、地域福祉計画策定時のアンケート結果によりできるだけ同計画に盛り込み、かつ、担い手の中心となる組織等をそれぞれの施策ごとに明確にしたことにより、社会福祉協議会の役割分担も明確に示した。</p> <p>③社会福祉事業全般で隙間が生じている事業が出た場合は、社会福祉協議会に対して提言し、連携して事業を企画していく。また、重複している事業は特になくとも考えるが、理事会や運営費補助金申請の際に事業計画を確認する。</p> <p>①第2次地域福祉計画と社会福祉協議会が策定した第3次地域福祉活動計画の将来像と基本目標を統一し、お互いの進むべき道を共有した。</p> <p>②社会福祉協議会の能力を引き出すために、地域福祉懇談会や地域ケア会議等で掘り起こされた課題等について、社会福祉協議会による地域密着型の事業として実施できるよう、市は協力する。</p> | <p>◆第2次北上市地域福祉計画の実施(H26～H30)</p> <p>①地域福祉計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業等における進捗状況を毎年度検証し、委託事業の調整を図る。 ②地域福祉を担う人材の育成・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動センター事業を支援し、誰もが活動に参加しやすい環境を整備するとともに、市内のボランティア活動を一元化し、ニーズとのマッチングを図る。 ・ボランティア団体・NPOが活動しやすい環境をつくることともに、市民活動情報センターとの情報共有など連携を図る。 ③地域福祉懇談会における地域課題の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・市関係者も懇談会に積極的に出席し、地域課題を共有するとともに、新たな事業の展開を協働で検討する。 <p>◆第2次北上市地域福祉計画の実施(H26～H30)</p> <p>①地域福祉計画策定委員会での検証実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会を毎年度開催し、計画の進捗状況を検証する中で、各種事業の改善を行う。 ②地域福祉計画と地域福祉活動計画(社協策定)との連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画で示した社会福祉協議会の役割分担により、地域福祉活動計画において具体的に実施する。 ③コミュニティソーシャルワーカーの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会がCSWを配置することによって、隙間への対応が迅速なものとなる。 ・福祉協力員や民生委員との連携をより一層強化する。 ・関係機関等との情報提供や相談窓口の連携を強化し、支援の必要な方についての情報ネットワークの周知を図る。 <p>◆第2次北上市地域福祉計画の実施(H26～H30)</p> <p>①地域福祉計画策定委員会での検証実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会を毎年度開催し、計画の進捗状況を検証する中で、目標の再確認を行う。 ②地域包括支援センター等関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の発見や資源の開発など、新たなサービスの開拓を促進するため、コミュニティソーシャルワーカーが地域ケア会議等に出席し、課題解決できる仕組みを多職種協働で構築する。 ・社会福祉協議会支部職員と地区交流センター職員の兼務を推進し、自治会組織との連携による地域福祉の推進を図る。 |
| ◆総括意見 | | | | |
| 総括意見としては適切であると評価したい | | | | |
| ①定型化された社会福祉法人としては一般的な活動を展開しており、市民にとっても市の施策推進にとっても必要な法人である。しかしながら、形式化・定型化された事業の効果には限界があり、法人の事業創出方法と行政の関わり方には再考が求められる。 | | | | |
| ②地域福祉のサービス策や担い手としての法人の効果を考えるとき、その金額の多少を重視する以前にサービスのメニュー創出と質を重視し、そのうえでコストパフォーマンスの検討に入るべきだろう。 | | | | |
| ③法人の事業内容とその財源獲得の考え方については、「地域福祉課題の発見」⇒「事業計画の策定」⇒「市への事業提案」または「収益システムの構築」⇒「財源の確保」、という考え方を基本とし、自律的な法人となることを目指すべきであるが、現状では物足りない。また、市当局もこれを基本として政策展開に取り組むべきだろう。 | | | | |
| ④法人の運営全般にわたって、現状では特に大きな問題点は認められないが、今後、社協活動の地域への周知を通じて会員会費・寄付金収入の増強を図るなど財務基盤を拡充し、小地域ネットワークづくり事業などきめ細かな独自の地域福祉活動を充実させる方向で努力願いたい。 | | | | |
| ⑤「住民参加の促進と福祉意識の向上」「地域主体の福祉教育の推進」について地域との対話を通して実質化を図り、「質」を改善していただきたい。地域の担い手づくりについては、当法人には独自性・自律性が求められる。 | | | | |
| ⑥他団体との役割の分担と連携の強化、「福祉課題の把握、相談機能の充実」「ボランティア活動の活性化」「地域主体の福祉教育」はそれぞれ法人の担い手として異なるスキルで、非常に高い「質」が求められる。市は市内の団体を対象にして、人材育成を取り仕切る最大の責任があり、法人の専門性に基づく能力を引き出すことを優先して行うべきである。 | | | | |
| ⑦多様な専門的社会福祉法人やNPOが存在・出現する中でも、社会福祉協議会の存在意義が失われるとは考えられないが、多様化する地域福祉をより効果的に推進していくためには、法人の本部組織だけでなく、住民と直接対峙する地域・地区の体制とのネットワークの強化や、市内で活動している他の福祉団体やNPOとの連携を進めていくことが有効である。そのためにも市は地域拠点である交流センターなどの運営のあり方を再検討する必要があるほか、各主体間の役割分担体制の整備に向けて協議を急ぐべきと考える。 | | | | |

| No. | 件名 | 外部評価結果・意見要旨(市の施策との関わり) | 今後の市の方針 | 具体的な対応方法、手法、スケジュール等 |
|--|----------------------------------|--|--|---|
| 3 | 観光の振興について 一般社団法人北上観光コンベンション協会 | <p>① 市の観光振興計画と実現プログラムが未策定であることから、協会がそのポジション・役割を明かにすることは難しく、活動内容の適・不適を評価しにくい。したがって市からの補助金・委託金の支出目的が市の期待に即したものだとなれば、市の施策に適合した活動内容と考えるべきだろう。</p> <p>② 市の期待する成果を十分に上げることが見込めない。安定した経営基盤の確立、市と法人並びに商工会議所など各種団体との連携、市における本法人の位置づけ、政策・戦略の立案・計画作成・実施・評価できる人員確保などで不十分さがみられるのではないかと。</p> <p>③ 財政的関与をしているが、実際に展開していく計画や方針が定まっていない。市と協会の関係が明確にされていない中で、財政的・人的関与に限定した支援だけでは不適切と言わざるを得ない。それ以外のビジョン策定等における市の関わり方が大事である。</p> <p>④ 本法人が適正な運営・経営を実現できる自立的な法人とならない場合には、観光関連事業者には一定の不利益が生じるものと思われ、結果として市民は不利益を被ることになる。</p> <p>⑤ 法人化自体が目的の達成ということではなく、ここからどう観光やコンベンションを発展させるかが重要である。市で策定中の観光ビジョンに観光だけでなくコンベンション機能を加えるべきで、市の観光資源を棚卸しし、市と本法人の役割を明確にする必要がある。</p> | <p>① 平成26年3月に策定した「北上市観光ビジョン」の中で北上観光コンベンション協会の役割を明確にしたところであり、平成26年度に策定するアクションプランの中で、北上観光コンベンション協会が主体的となって観光振興を図っていく施策に対して、協働パートナーである市の関与を明らかにしていく。</p> <p>② 北上観光コンベンション協会から事業計画及び経営計画を提出させ、その内容が、市が期待する成果を十分に上げることが可能な計画なのかを検討し、その計画の着実な実施により自立可能な団体となるよう、観光関係団体等と連携を強化しながら支援していく。</p> <p>③ 北上市観光コンベンション協会への財政支援(補助金)については、補助対象額を明確にした交付要領を平成25年度に策定したところであり、平成26年度からはその要領にもとづき交付する。また北上観光ビジョンの中で市や北上観光コンベンション協会の役割を明記しており、平成26年度に策定するアクションプランの中で北上観光コンベンション協会の関わり方を具体化していく。</p> <p>④ 北上観光コンベンション協会において事業計画及び経営計画を策定することとしており、その計画が着実に実施され自立可能な法人となるよう、定期的に連絡会議を実施し、支援をしていく。</p> <p>⑤ 平成26年3月に策定した「北上市観光ビジョン」を策定する段階において市の観光資源を洗い出し整理したところである。特に、コンベンション機能についてはこれまでにない重要な観光資源として位置付け、ビジョンの中の推進分野「新たな観光スタイルの展開」において、コンベンション誘致に関わる施策を実施していくこととしており、その中心的な主体として北上観光コンベンション協会を位置付けている。今後ビジョンの計画的な実施に向けて北上観光コンベンション協会と連携を図りながら進めて行く。</p> | <p>① 平成26年度に北上市観光ビジョン「アクションプラン」を策定する中において、実施主体や支援・協力団体等を明らかにする。 ・北上市観光ビジョン「アクションプラン」の策定 ・具体的な施策の実施 ・定期的な連絡会議の実施</p> <p>② 事業計画及び経営計画に基づく定期的な協議の実施 ・経営計画の提出 ・経営計画の内容について協議 ・定期的な連絡会議の実施</p> <p>③ 平成26年度に北上市観光ビジョン「アクションプラン」を策定する中において、実施主体や支援・協力団体を明らかにする。また補助金要領に基づき補助対象事業を確認し交付する。 ・北上市観光ビジョン「アクションプラン」の策定 ・具体的な施策の実施 ・補助金要領に基づく補助事業内容の確認と交付</p> <p>④ 事業計画及び経営計画に基づく定期的な協議の実施 ・経営計画の提出 ・経営計画の内容について協議 ・定期的な連絡会議の実施</p> <p>⑤ 平成26年度において北上市観光ビジョン「アクションプラン」を策定する中において、実施主体や支援・協力団体等を明らかにする。 ・北上市観光ビジョン「アクションプラン」の策定 ・具体的な施策の実施 ・定期的な連絡会議の実施</p> |
| ◆総括意見 | | | | |
| 法人ができて間もなく、取り組みが十分でないこと、市も法人も努力しているが、まだ市のビジョンができていないなど課題も多く、現状では一部不適切と言わざるを得ない。 | | | | |
| ①本法人の目指す方向は理解できるが、現実には当面取り組む事業は市から提示され、それを実行するための組織だと言う印象を受ける。自立的な法人を目指すのであれば、中長期的な経営計画が具体的に策定されるべきであり、自主財源の確保に関して具体的な方策が示されるべきであり、費用対効果の目標値を明確化して、市の財政的・人的関与のルール化が示されるべきである。 | | | | |
| ②観光振興の中核を担うのにふさわしい事務的、財政的、人材的な条件が地道に整備、強化される必要があることから、関係する観光資源(環境・施設・人材・組織・見込める資金等)の詳細な把握・分析を行い、法人が展開する方向について、構想・基本計画の策定(経営計画を含む)、実施計画(事業計画と相互関係等)を明確にし、それに対応する組織体制と人材の確保を行う必要がある。 | | | | |
| ③市当局は目ぼしい事業の実施に向けて、単発的に資金的支援を行っているが、市自体の観光振興方向とプログラムを明確にし、本法人の位置づけを明らかにする必要がある。そのためには、市・商工会議所・協会の3者が十分の意思疎通をはかり、関係する課題の検討を共同で行う必要がある。 | | | | |
| ④社団法人は会員制組織であるため、組織運営の主体が不明確になりがちである。当法人を中心となって運営していくのは市であるのか、あるいは商工会議所などの民間団体であるのか、予め明確にしておく必要がある。そのため組織運営(事務局体制)と人材育成、事業実施、会員拡大、関連団体との役割の分担と連携などの計画・政策の体系(系統)が地域・住民に明瞭に見えるようにし、関連団体等からなる(第三者)評価組織を結成すべきである(可視化)。 | | | | |